

# 日本社会事業大学「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」の実践研究

## 【事業実施の背景】

- ・日本社会事業大学では、教育方針でもある多文化共生の精神を基に、すべての教育を障害学生にも平等に提供するとともに、ろう文化を尊重し、約10年間手話に堪能な聴覚障害当事者のソーシャルワーカーを養成してきた。
- ・また、障害者を理解・支援するためにも、障害者の人権を守るためにも当事者に学ぶことが最も重要との精神を貫き、聴覚障害のための取り組みは国際的な場でも評価されている（EU言語権会議）。
- ・本学の関係者は、これまで最先端の認知科学や障害学等に基づく視覚・聴覚障害についての研究・教育を実践してきた。
- ・これらの実績と経験を踏まえ、また特別支援学校教職課程を有する福祉の単科大学という本学の特色を活かし、視覚障害・聴覚障害・盲ろうの人々の自律とセルフアドボカシーのための生涯学習のモデル的プログラムを実践・構築する。

## 【障害者の権利条約の実現】

第24条 3 (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

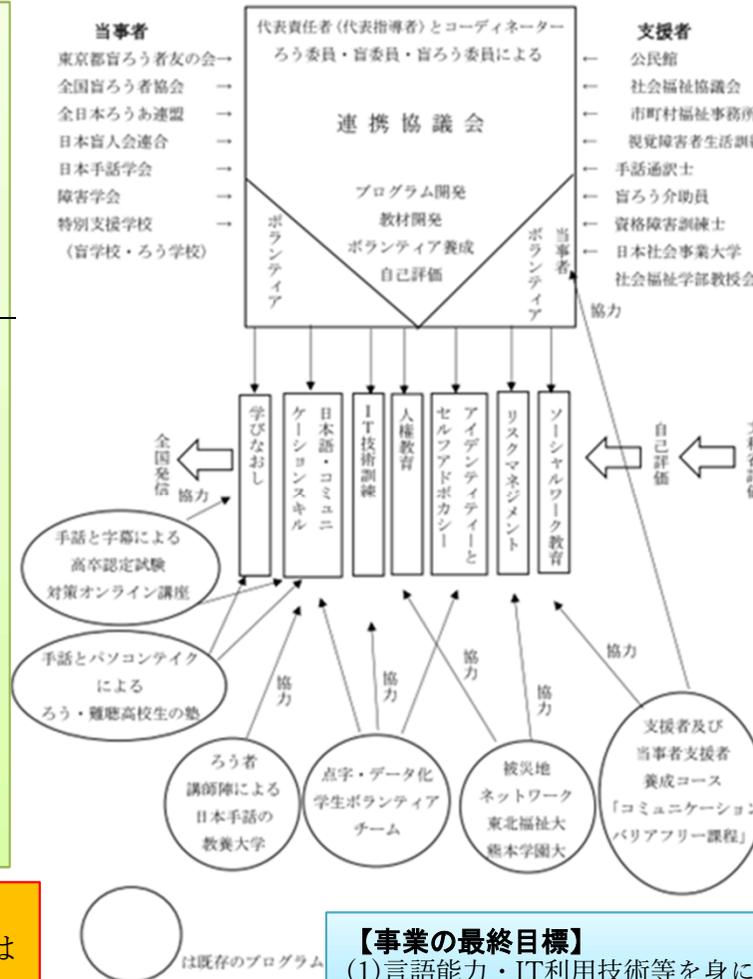
(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 — (略) — 手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。

第30条 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾ろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

## 【事業のポイント】

連携協議会の委員及び教材作成者は視覚・聴覚障害・盲ろうの有識者



## 【2018年度の実施内容】

- ・2018年当事者講師によるセミナー、支援者との懇談会、当事者&支援者のアンケートを実施し、必要な教材を作成するに至った。
- ・当事者からは申請時より、日本語の習得の問題が頻繁に強調された。特にリーダーになるための文章力の指導法が皆無である。
- ・セミナーでは当事者講師から、アドボカシー教育にはまず自らの歴史を知るべきと主張された。

## 【2018年度の成果】

- ・視覚・聴覚障害のためのバリアフリー日本語トレーニング教材DVD
- ・当事者ソーシャルワーカーを目指す人のバリアフリー教材DVD
- ・視覚障害者と聴覚障害者と盲ろう者の相互学習教材
- ・視覚・聴覚に障害のある人の海外研修モデル開発
- ・学生支援者がつくる視覚・聴覚障害者のための福祉入門教材DVD
- ・聴覚障害者のアドボカシーパンフレット

## 【事業の最終目標】

- (1)言語能力・IT利用技術等を身に付け、多様な学びを生涯続けられる市民or/and
- (2)アドボカシー能力を活かした当事者支援者、当事者ソーシャルワーカーの養成